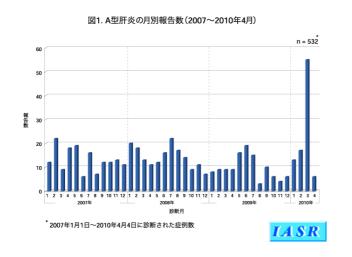


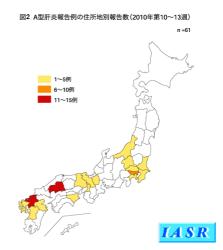
A型肝炎は感染症サーベイランス事業の対象疾患として四類感染症に分類され、症状がなくて も病原体保有者であれば全診断症例の届出が義務付けられています。例年は全国的に年間約 150件の発生がありますが、図1に示したように今年は3月に報告数が激増しています。図2 のように西日本から関東地方にかけて発生が認められ、奈良県での報告はまだないものの、その 動向には注意が必要であると考えられます。

症状は発熱、全身倦怠感、食思不振、悪心・嘔吐、黄疸などです。1~2カ月で回復し、完治すれば生涯免疫が得られます。しかし、まれに劇症化して死亡することもあります。通常、年齢が上がるほど重症度も上昇し、50歳以上の死亡率は2.7%に達します。

感染経路としては、魚介類の生食などによる経口感染や、性的接触などが報告されています。 ただし、潜伏期間が2~7週間と長いため、感染源となる食材等の特定は困難です。A型肝炎ウイルスは感染して2週間以降に糞便中へ排出されます。そして、発症時にピークを迎え、その後1週間以内に急速に減少します。感染予防のためには、汚染された水や食材を口にしないこと、A型肝炎と診断された患者さんのお世話をする際には糞便処理を適切に行うこと、調理の前や食事の前には手をよく洗うことなどが挙げられます。

(ウイルスチーム 岡山 記)





参照:国立感染症研究所感染症情報センターの病原微生物検出情報 (Infectious Agents Surveillance Report)